

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 農林水産部

農業畜産課、有害鳥獣対策室、卸売市場管理事務所、農林整備課、
水産課、水産センター

3 監査の期間 令和2年5月11日（月）～令和2年6月23日（火）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和元年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 佐世保市世知原活性化施設使用料の減免において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…市税及び税外収入の減免並びに調定減額に関すること。」は、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。
(農業畜産課)
- ② 原野火入許可申請に対する審査手数料において、佐世保市手数料条例第3条第1項で「手数料は、申請又は交付の際これを徴収する。」と規定されているにもかかわらず、手数料を徴収しないまま審査等を行い、後日納付させていた。
(農林整備課)
- ③ 平成30年度農村地域防災減災事業分担金（繰越明許予算）において、佐世保市財務規則第66条の2で「納期限について、法令又は契約若しくは処分定めがないときは、納人及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の納期限を定めるものとする。…」と規定されているにもかかわらず、納期限が20日より後の日付になっていた。
(農林整備課)
- ④ 宇久地区、小佐々地区及び鹿町地区の漁港区域における水域又は公共空地占用料において、佐世保市漁港管理条例第14条の2第1項別表3の2で「占用料の額は、…ただし、消費税が消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる占用料は、この表により算出した額とする。」と規定されているにもかかわらず、非課税とされる占用料に消費税を課税し、徴収していた。
(水産課)
- ⑤ 公共空地占用料の算定において、佐世保市漁港管理条例第14条の2別表3で「1件に…1平方メートル…未満の端数があるときは、…1平方メートル…として計算する。」と規定されているにもかかわらず、1平方メートル未満の端数を1平方メートルに繰り上げることなく計算していた。
(水産課)

歳入の納期限設定誤り及び手数料の事後納付については、前回も指摘を行なっている。
実効性のある再発防止策を早急に図られたい。

2. 支出事務

- ① 農業生産基盤整備事業補助金において、佐世保市文書規程第33条第1項で「…指令…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、総務課長が審査対象外に指定していない変更指令書に関する起案書について、総務課長の審査を受けていなかった。
(農業畜産課)
- ② 佐世保市園芸用等廃プラスチック適正処理事業補助金において、

ア 同交付要綱第 5 条第 2 項第 4 号で補助金交付申請書の添付書類として規定されている「委託業者への支払いを証明する書類」を提出させていなかった。(農業畜産課)

イ 同交付要綱第 9 条第 2 項第 2 号で実績報告書の添付書類として規定されている「排出者への補助金の支払いを証明する書類」を提出させていなかった。(農業畜産課)

補助金の支出事務については、前回も指摘を行なっている。補助金交付要綱等の再確認など、事務作業の各段階において遺漏のないよう、マニュアルを整備するなどしてチェック体制を強化されたい。

3. 契約事務

① 佐世保市しかまち活性化施設の管理及び運営に関する協定において、協定書第 11 条で「翌年度の事業計画書をその前年度の 9 月下旬までに作成し、佐世保市に提出し、確認を受けなければならない。」と定められているにもかかわらず、期限までに提出させていなかった。

(農業畜産課)

② 有害鳥獣捕獲業務委託契約において、契約書第 10 条で「受託者は、当該業務委託期間の完了後速やかに…収支を明らかにした書類を委託者に提出するものとする。」と定められているにもかかわらず、3 月 31 日の業務完了に対し、8 月 27 日に収支報告書を提出させていた。

(有害鳥獣対策室)

③ 針尾漁港海岸長寿命化計画策定業務委託契約において、佐世保市事務処理規程第 6 条で「…市長決裁事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は、副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず、副市長の決裁を受けていなかった。

(水産課)

副市長決裁の未決においては、無権限者による事務執行であることを十分認識されたい。

また、委託契約における業務の履行確認が疎かであると言わざるを得ない。前回の指摘時に内部研修による改善を求めていたが、効果が不十分である。管理監督者は組織的な再発防止を図られたい。

4. 財産管理事務

① 備品において、現品と備品台帳が照合できず適切な管理及び保管をしていないものがあった。

(農林整備課)

他部局でも再三指摘している事項である。備品は市民の財産であることを再認識し、管理者が責任を持って管理を徹底されたい。